

いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場補助金要綱を次のように制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

いわき市長 内 田 広 之

いわき市スポーツ振興基金事業国際大会等出場補助金要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、いわき市スポーツ振興基金条例（昭和59年いわき市条例第34号）第 4 条第 1 項各号に掲げる事業を実施するものに対するスポーツ振興基金事業国際大会等出場補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第 2 条 この要綱において補助金の交付の対象となる大会は、次に掲げる大会とする。

- (1) 国際大会
- (2) 全国大会（文部科学省、都道府県若しくは公益財団法人日本スポーツ協会若しくはその加盟団体（次号において「文部科学省等」という。）が主催若しくは共催する大会で、大会要項等において全ての都道府県を対象とするものであって第 4 号及び第 5 号に掲げる大会を除くものをいう。）
- (3) 東北大会（文部科学省等が主催若しくは共催する大会で、大会要項等において東北地方の 6 県若しくはそれ以上の都道府県を対象とし、かつ、全国大会に該当しないものをいう。）
- (4) 国民スポーツ大会
- (5) 全国高校選手権大会（50人以上の応援団に伴うものに限る。）
- (6) その他市長が特に必要と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、予選大会を行わず前項の大会に出場した場合（選

抜により国、東北地方若しくは福島県を代表して出場する場合を除く。)は、補助金を交付しない。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に住所を有する個人又は市内に所在する団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(団体にあっては、出場登録者数に当該各号に定める額を乗じて得た額)とする。

- (1) 国際大会に出場する場合 選手1人につき30,000円(選手が10人を超える場合にあっては、300,000円)
- (2) 全国大会に出場する場合(高校生以下が出場する場合に限る。) 選手1人につき15,000円(選手が14人を超える場合にあっては、200,000円)
- (3) 全国大会に出場する場合(前号に規定する場合を除く。) 選手1人につき15,000円(選手が7人を超える場合にあっては、100,000円)
- (4) 東北大会に出場する場合(高校生以下が出場する場合を除く。) 選手1人につき8,000円(選手が13人を超える場合にあっては、100,000円)
- (5) 東北大会に出場する場合(前号に規定する場合を除く。) 選手1人につき8,000円(選手が8人を超える場合にあっては、60,000円)
- (6) 国民スポーツ大会に出場する場合 10,000円
- (7) 全国高校選手権大会その他市長が特に必要と認める大会に出場する場合市長が別に定める額

(申請書の提出期限等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(第1号様式)規則第4条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添え、当該交付対象事業を行おうとする日前10日までに提出しなければならない。

- (1) 当該交付対象事業の大会要項
- (2) 当該交付対象事業の参加者名簿
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項第1号から第3号までに規定する書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

(着手届及び完了届の省略)

第6条 規則第10条に規定する補助事業着手（完了）届の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。